

## 出席停止等の措置について

新型コロナウイルス感染に伴う指導要録上の出席停止等の措置について、下記のとおり通知します。

## 1. 指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」として記録するものについて

(1) 学校保健安全法第19条による出席停止の措置とするもの。

- ① 幼児・児童・生徒の感染が判明した場合
- ② 幼児・児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ③ 幼児・児童・生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- ④ 同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合

※ただし、上記④の措置は、本市のリスクレベルが4以上の場合に限る。

(2) 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うもの。

- ① 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合
- ② 保護者が出席させることに不安を感じた場合

## 2. 出席停止等の期間

(1) 上記1の(1)①に該当する幼児・児童・生徒については、治癒後、医師において感染のおそれがないと認めるまで

(2) 上記1の(1)②に該当する幼児・児童・生徒については、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間

(3) 上記1の(1)③④に該当する幼児・児童・生徒及び同居の家族については症状がなくなるまで

(4) 上記1の(2)①②については、校（園）長が認める期間

※上記取り扱いは、令和2年（2020年）11月17日付け教政発第457号及び令和2年（2020年）8月27日付け教政発第298号の通知と同様の取り扱いとなっております。